

品川区防鳥ネット貸出要綱

制定 平成18年3月31日部長決定 要綱第 70 号

(目的)

第1条 この要綱は、集合住宅等の集積所（以下「集積所」という。）を利用する区民または事業者に、防鳥ネットを貸し出すことによって、集積所の清潔保持および生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 防鳥ネットを使用することでカラス等によるごみの散乱被害を防止することが可能であり、かつ、防鳥ネットを責任を持って管理、運営することができる集積所を利用する区民または事業者に貸し付けるものとする。

(貸出数量)

第3条 防鳥ネットの貸出は、原則としてごみ集積所1ヶ所につき、1枚とする。

(管理者の届け出)

第4条 防鳥ネットの貸出を受けようとする者は、防鳥ネット管理者届（第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の届が提出された場合において、速やかに無償で貸し出すものとする。

(貸出基準)

第5条 防鳥ネットの管理者は、使用責任者として、ごみ集積所の利用者とともに、次の各号に定める事項を遵守するよう努めるものとする。

(1) 防鳥ネットは、清潔を保ち、破損等に注意して丁寧に取り扱い、適正使用を図ること。

(2) 防鳥ネットは、歩行者等の通行に支障がないように収集時以外は速やかに片づけ、盗難等の恐れがないように留意すること。

(3) 防鳥ネットは、目的以外の使用、転貸および売却をしないこと。

(その他)

第6条 区長は、貸し出した防鳥ネットに盗難、破損等の事故があった場合は、直ちに使用責任者から盗難破損等届（第2号様式）の提出を受けるものとする。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。